

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
仙台市

- 2 構造改革特別区域の名称
幼稚園活用型保育所待機児童対策特区

- 3 構造改革特別区域の範囲
仙台市の全域

- 4 構造改革特別区域の特性

仙台市における就学前児童数は、ここ数年ほぼ5万8千人弱で推移しており、本市においては少子化の傾向が顕著に表れてはいない。

これまでの本市の就学前児童の保育状況を顧みると、3歳までは家庭で保育し、それ以上の年齢では幼稚園で保育するのが一般的であり、認可保育所（以下「保育所」という。）に対する需要はあまり大きくはなかった。しかしながら、保育所への需要は、平成9年頃から急速に増大してきており、それに対応するため、保育所の整備も毎年定員で500人強の拡大を図っているところであるが、整備が需要に追いつかず保育所待機児童は年々増加している状況である。

本市における保育所待機児童数は平成13年度当初540人、平成14年度当初745人、平成15年度当初758人となっている。保育所の整備状況を他政令指定都市と比較してみると、就学前児童数に占める保育所定員数の割合は、平成15年度当初では政令指定都市の中で10番目と低い割合（15%）となっている。

保育所入所希望児童の伸びを考慮すると、今後はこれまで以上のペースでの整備が必要であり、また、保育所の整備に当たっては、地域の待機児童の将来予測なども考慮した上で、のよりきめ細かい対策が必要となっている。

幼稚園を活用した保育所待機児童解消のための特区申請は、こうした地域毎のきめ細かな対策のための要となる施策になるものと考えており、早期の保育所待機児童ゼロを図るうえで無くてはならない重要な事業となっている。

- 5 構造改革特別区域計画の意義

- (1) 幼稚園・保育所における幼稚園児及び保育所児の合同活動

平成12年3月の保育所設置主体の緩和により、社会福祉法人以外にも保育所設置が認められたことで、本市においても様々な主体が保育所を設置し、運営を行うようになった。

本市では、保育所を設置する社会福祉法人に対して、市有地を貸与してきたところであるが、市街地においては保育所を必要とする地域に、面積はもちろんのこと、採光や騒音など環境面でも適する未利用市有地はなく、保育所用地の確保は困難な状況となってきている。また、買収するにしても適地を求めることは至難であり、費用面でもかなりの負担が求められるなど、既存の方策では計画的な保育所整備が難しくな

っている。

そこで本市では、幼稚園が行う保育所の合築、併設、又は同一敷地内への設置（以下「合築等」という。）を支援する事業を平成14年度から推進しており、必要な改修等の費用に対し市単独で補助しているところである。

幼稚園が保育所を合築等することは、幼稚園の余裕教室を保育室として活用できることや、園庭は共用も可能であること、また幼稚園教諭で保育士の資格を有している者も多いことなどから保育所としての体制が作り安いといった利点がある。

反面、合築等をした場合の保育所定員は、幼稚園施設の一部を使用することから、60名程度となり、各年齢では10名前後ほどの規模にしかない。一方、幼稚園においても1クラスの人数が幼稚園教諭1人で担任できる35人を下回っている場合もあり、幼稚園・保育所のいずれも少人数でのクラス編成となっているケースが少なくない。

この時期の児童にとって、他の子どもとの関係が子どもの生活にとって重要なものとなっており、仲間と一緒にいて、その行動を観察し模倣することの喜びを十分に味わうことは、社会性の発達を促し、ひいてはより豊かな人間関係の構築へとつながっていく大きな基礎固めになるものと考えられる。

そこで、できるだけ多くの児童と接するようにするため、特区により保育所児が幼稚園教室で幼稚園児と一緒に幼稚園教育を受けられるようにする必要がある。

また逆に、幼稚園の正規の時間外に行っている「預かり保育」の対象となる幼児については、その人数がごく少数となる場合が少なくないため、保育所で保育所児と一緒に保育を受けられるようにすることが必要である。

これにより、児童教育上望ましい状態が確保されると同時に、幼稚園が保育所を合築等しやすい環境を整えることにより、保育所事業への参入を促し、市内の各所に点在する保育所待機児童60人以下の地域における保育所待機児童解消に繋がると考えている。

なお、実施に際しては、「保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」では、合築等施設であること及び職員及び児童福祉施設最低基準（面積・職員配置）を満たしていることが条件となっていることから、「幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業」についても、保育所児童の処遇に配慮し、次の二つの条件のいずれをも満たす場合に限って、事業を実施するものとする。

幼稚園と保育所が合築等されているか、あるいは合築等されていない場合であっても、保育所児の移動について移動方法・移動距離などが負担とならない程度であること

幼児数の合計により児童福祉施設最低基準（面積・職員配置）を満たすこと

（2）当該年度中に満3歳となる幼児の年度当初からの幼稚園入園

本市においては、幼稚園での満3歳児受け入れは、早期教育を望むといった理由とともに、社会経済情勢の変化、男女共同参画の進展等により、年々増えている状況となっている。

市内で満3歳児を受け入れている幼稚園数及びその児童数は、平成13年度は32園で111人、平成14年度は36園で120人、平成15年度は39園で123人

となっている。

現在幼稚園に入園することのできる者は、学校教育法第 80 条の規定により、満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児となっていることから、入園は満 3 歳となった月以降となり、年度中途での入園とならざるを得ない。

このことから、満 3 歳になっていない児童の保護者で 4 月から就労を希望する者の中には、本来は幼稚園への 4 月入園を希望しながら幼稚園入園を断念し、2 歳児として 4 月から受け入れることが可能な保育所へ入所申し込みをしているケースも見受けられる。

したがって、特区により当該年度中に満 3 歳となる幼児を幼稚園で年度当初から受け入れられるようにすることは、一定程度保育所への入所希望者を吸収するものと考えられることから、保育所待機児童の解消策として期待できるところである。

また、当該年度中に満 3 歳となる幼児の年度当初からの入園を認め、十分な園児数を確保することは、前述の幼稚園・保育所における幼稚園児及び保育所児の合同活動同様、児童教育の充実につながるものである。

さらに、年度中途からの入園では、年度当初から年度内に入園する児童数をあらかじめ見越して、余分に教員・教室を確保するなど、経営上非効率となっているところであり、当該年度中に満 3 歳となる幼児の年度当初からの入園を認めることによって、教員・教室の有効利用が図られ、幼稚園経営の改善にも資するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 幼稚園の保育所事業参入促進による保育所待機児童の縮小

本市において、保育所を合築等している幼稚園は、平成 15 年度末で 7 ヶ所となっており、平成 16 年度はさらに 5 ヶ所ほど増え、合計で 12 箇所となる予定である。

現在、この中の 4 ヶ所が、幼稚園児及び保育所児の合同活動の特区の適用を受け、幼稚園・保育所に在籍する児童がその同年齢帯の児童とともに活動する機会を充実させたい意向を有している。

幼稚園・保育所における幼稚園児及び保育所児の合同活動を実施できるようにすることは、幼稚園にとって保育所を設置しやすい環境を整えることとなり、幼稚園の保育所事業への参入を促し、市内の各所に点在する待機児童 60 人以下の地域における保育所待機児童の解消を目標としている。

(2) 合同活動の実施による幼児の社会性の涵養

幼稚園・保育所における合同活動の実施により、幼児がより多くの子供たちと長時間に渡り交わることで、この時期の幼児にとって重要な、他の子供との多様な関係の形成を図り、遊びを中心とした集団生活の場を通じて、自立心や社会性の発達を促し、心身とも健全で調和の取れた発達を図ることを目標としている。

(3) 当該年度に満 3 歳となる幼児が、年度当初から幼稚園に入園できることによる保育所待機児童の縮小

一般的に就労時期は年度当初の 4 月が多いところであるが、4 月から就労を希望する保護者の中には、本来は幼稚園への 4 月入園を希望しながら、幼稚園では満 3 歳としないと受け入れないことから幼稚園入園を断念し、保育所へ入所申し込みをして

いるケースも見られる。

当該年度に満3歳となる幼児を、年度当初から幼稚園で受け入れられるようにすることは、保育所への入所希望者を一定程度吸収するものと考えられることから、保育所待機児童の解消策として期待される。

さらに、当該年度に満3歳となる幼児の年度当初からの入園を認めることによって、集団活動に必要な児童数の確保が年度当初から図られること、また、年度当初から余分に教員・教室を確保する状況も解消され効率的な幼稚園経営ができるようになるなどの改善も図られるものとする。

(4) 当該年度に満3歳となる幼児が年度当初から入園することによる社会性の涵養

当該年度に満3歳となる幼児が年度当初から入園することによって、早期に集団生活を体験することによる幼児間の相互啓発と心身の健全な発達の醸成、社会性の涵養を目標としている。

同時に、保護者にとって利用しやすい子育て支援制度及び環境の形成を図るものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本市においては、平成14年2月に「すこやか子育てプラン」第2期行動計画を策定し、「子どもが明るく心豊かに育つまち」「子育てが安心してできるまち」「子育てと仕事が両立できるまち」の3つの基本目標を掲げ、その実現に向け取り組んでいる。

その中の重点プロジェクトの一つである「保育所等整備5ヵ年計画」では、認可保育所の定員を14年度当初の8,100人から、19年度当初には2,000人増の10,100人とすることとしている。

幼稚園へ保育所を合築等する場合、幼稚園施設の規模から保育所の定員は60人以下となるが、年間5ヶ所を目標にすることにより、年約300人の保育所定員が確保されることとなる。

また、保育所の創設はそこに働く保育士、栄養士、調理員など、大幅な雇用が創出されることとなり、地域雇用の創造という観点からも重要な方策の一つである。

さらに、合築等に伴う建設工事の発注の増加などによる地域経済の活性化も、多少ながら見込まれる。

これらとは別に、幼児が多くの同年齢の子供たちと長時間接することや、早期に集団生活を体験することによる社会性の涵養や、幼児教育の充実、利用しやすい子育て支援制度の確立などが達成される。

女性の就労機会の拡大や就労形態の多様化から、保育サービスへの需要はますます高まっている。本計画の実施により、新たな保育基盤の整備が促進され、またより望ましい幼児教育、保育環境の形成が促進されることは、仕事と子育ての両立を支援するものであり、少子化の抑制も期待できるものとなる。

8 特定事業の名称

幼稚園における幼稚園児及び保育所児の合同活動事業（特定事業番号807）

保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（特定事業番号914）

三歳未満児に係る幼稚園入園事業（特定事業番号 806）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
幼稚園等への保育所併設のための支援事業

幼稚園等が保育所を合築等する場合に必要な施設改修費等に対し、平成14年度から市単独事業として補助している。

新設認可保育所整備事業

認可保育所については、これまで毎年2～3ヶ所程度、社会福祉法人による新設が行われてきており、毎年500人強の定員増を図っているところである。しかしながら、保育所待機児童は依然として解消しないことから、平成16年度については例年の倍程度の整備を行う予定としている。

幼稚園における合同活動事業の実施にあたっての条件整備

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業の実施に際しては、保育所児童の処遇に配慮し、次の二つの条件のいずれをも満たす場合に限り、事業を実施するものとする。

- ・ 幼稚園と保育所が合築等されているか、あるいは合築等されていない場合であっても、保育所児の移動について移動方法・移動距離などが負担とならない程度であること
- ・ 幼児数の合計により児童福祉施設最低基準（面積・職員配置）を満たすこと

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

番号 806

名称 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

事業に關与する主体 特区内の幼稚園

事業が行われる区域 仙台市の全域

事業の実施期間 平成17年4月から

事業の概要 幼児が満3歳に達する年度の当初から幼稚園に入園することを可能とする。

5 当該規制の特例措置の内容

本市では、満3歳児を受け入れている幼稚園数及びその児童数は年々増加している。しかしながら、通常は4月から就労を希望する保護者が多いことや、年度途中からクラスに加わることを嫌う傾向が強いことから、年度当初からの入園を求めるニーズは高まっている。

これは早期教育を望むといった理由の外に、保護者の就労希望が増えていることも大きな理由と考えられる。

そこで、学校教育法第80条の規定について特例措置を適用し、児童が満3歳に達する年度当初から幼稚園に入園することを可能とすることにより、これまで断念せざるを得なかった入園を促進し、もって保育所待機児童の解消を図るものである。

また、当該年度中に満3歳となる幼児の年度当初からの入園を認め、十分な園児数を確保することは、前述の幼稚園・保育所における幼稚園児及び保育所児の合同活動同様、児童教育の充実につながるものであり、さらに、満3歳児の年度当初からの入園を認めることによって、集団活動に必要な児童数の確保が年度当初から図られること、また、年度当初から余分に教員・教室を確保する状況も解消され効率的な幼稚園経営ができるようになるなどの改善も図られる。

現時点で当該特定事業の実施を希望している幼稚園は以下の7園であるが、今後特区内の幼稚園に対して引き続き実施を呼びかけ、希望した幼稚園において事業を実施していくこととする。

茂庭幼稚園
南光幼稚園

南光シオン幼稚園
南光第二幼稚園

ろりぼっぴ幼稚園
東陽幼稚園

東仙台幼稚園

なお、特区計画の認定を受けた日以降、受け入れ態勢の整備など準備期間が必要なことから、各幼稚園での事業の実施は、平成17年4月1日からとする。

別紙

1 特定事業の名称

番号 807

名称 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人 瑞鳳学園（茂庭幼稚園，茂庭ピッパラ保育園の運営主体）

学校法人 村山学園（南光シオン幼稚園，南光のぞみ保育園の運営主体）

学校法人 北山学園（ろりぼっぶ幼稚園，ろりぼっぶ保育園の運営主体）

学校法人 清野学園（東盛幼稚園，東盛マイトリー園の運営主体）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

事業に関与する主体 茂庭幼稚園・茂庭ピッパラ保育園
南光シオン幼稚園・南光のぞみ保育園
ろりぼっぶ幼稚園・ろりぼっぶ保育園
東盛幼稚園・東盛マイトリー園

事業が行われる区域 仙台市の全域

事業の実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

事業の概要 事業実施主体の運営する幼稚園において，幼稚園児及び保育所児の合同活動を実施する。

5 当該規制の特例措置の内容

本市では，保育所待機児童の解消策の一環として，幼稚園への保育所の合築等を支援する事業を展開してきており，本計画において特定事業を実施しようとする主体は，全て幼稚園に保育所を合築等した施設である。

これらにより，保育所待機児童の解消へ向け，一定の成果は得られつつあるところである。しかしながら，これらの施設は既存の幼稚園施設の改修・転用によって保育所を設置していることから，保育所定員は60名程度と比較的小規模に止まらざるを得ない場合が多く，各年齢では10名前後の規模にしかない。

また一方で，幼稚園においても1クラスの人数が幼稚園教諭1人で担任できる35人を下回っている場合もあり，幼稚園・保育所のいずれも少人数でのクラス編成となっているケースが少なくない。

この時期の児童にとって，他の子どもとの関係が子どもの生活にとって重要なものとなっており，仲間と一緒にいて，その行動を観察し模倣することの喜びを十分に味

わうことは、社会性の発達を促し、ひいてはより豊かな人間関係の構築へとつながっていく大きな基礎固めになるものと考え。

したがって、幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定に関して特例措置を適用し、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務する職員が直接幼児の保育に従事することにより、幼稚園児と保育所児の合同活動を実施し、集団の中で社会性の発達を促し、より豊かな人間関係の構築へと繋げようとするものである。

同時に、幼稚園にとって保育所を設置しやすい環境を整えることができることから、保育所事業への参入を促し、市内の各所に点在する待機児童の解消が期待できる。

別紙

1 特定事業の名称

番号 914

名称 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人 瑞鳳学園（茂庭幼稚園，茂庭ピッパラ保育園の運営主体）

学校法人 北山学園（ろりぼっぶ幼稚園，ろりぼっぶ保育園の運営主体）

学校法人 清野学園（東盛幼稚園，東盛マイトリー園の運営主体）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

事業に關与する主体 茂庭幼稚園・茂庭ピッパラ保育園

ろりぼっぶ幼稚園・ろりぼっぶ保育園

東盛幼稚園・東盛マイトリー園

事業が行われる区域 仙台市の全域

事業の実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

事業の概要 事業実施主体の運営する保育所において、幼稚園の「預かり保育」対象の幼児と保育園児の合同活動を実施する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 事業実施の理由・事業概要

本市では、多くの幼稚園において、通常の幼稚園教育の後（または早朝若しくは休業日）において、園児を幼稚園内で預かる、いわゆる「預かり保育」を実施している。

預かり保育の対象となる幼稚園児の人数、年齢構成等は、曜日によって異なるほか、通常の幼稚園教育の後の預かり保育か、時間前の預かり保育かによっても異なるが、いずれも少人数での活動となっている。

この時期の児童にとって、他の子どもとの関係が子どもの生活にとって重要なものとなっており、仲間と一緒にいて、その行動を観察し模倣することの喜びを十分に味わうことは、社会性の発達を促し、ひいてはより豊かな人間関係の構築へとつながっていく大きな基礎固めになるものとする。

したがって、共用化指針に基づき設置された保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児とを合同で保育することができるよう特例措置を適用することにより、集団の中で社会性の発達を促し、幼児の心身の健全な育成を図るものである。

事業の実施にあたっては、共用化指針に基づき設置された幼稚園及び保育所に限っ

て、幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により児童福祉施設最低基準（面積・職員配置）を満たす範囲で行うものとし、幼児の保育に直接従事する職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務するものとする。また、保育内容は、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に沿ったものとする。

これにより、幼稚園児と保育所児の合同活動を実施し、集団の中で社会性の発達を促し、より豊かな人間関係の構築へと繋げる。

同時に、幼稚園にとって保育所を設置しやすい環境を整えることができることから、保育所事業への参入を促し、市内の各所に点在する待機児童の解消が期待できる。

(2) 共用化指針（幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針）の満足状況

本事業の実施主体となる3施設（茂庭幼稚園 / 茂庭ピッパ保育園，ろりぽっぷ幼稚園 / ろりぽっぷ保育園，東盛幼稚園 / 東盛マイトリー園）は、幼稚園と保育所が合築又は併設された施設であり、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号）」により共用化された施設である。

(3) 児童福祉施設最低基準（面積・職員配置）の満足状況

茂庭幼稚園・茂庭ピッパ保育園

保育室及び遊戯室の床面積 保育室 55.65㎡，遊戯室 339.24㎡

職員の状況 施設長1名，副園長1名，保育士（正職員6名，臨時・パート5名）

保育所児童現員 3歳児7名，4歳児9名 5歳児8名

預かり保育対象幼稚園児（3～5歳児） 一日平均 8.4名（早朝平均1.5名）

	保育所児童 現員	預かり保育 児童 (一日平均)	合計	職員配置	保育面積
3歳児	7名	8.4名	32.4名	2名以上 (1)	339.24㎡ (2)
4・5歳児	17名				

1 仮に預かり保育対象児童が全て3歳児であったとしても次式により、職員配置に係る児童福祉施設最低基準を満たしている。

$$(7名 + 8.4名) \div 20 + 17名 \div 30 = 0.7名 + 0.5名 = 1.2名 < 2名$$

2 次式により、幼児数の合計で保育面積に係る児童福祉施設最低基準を満たしている。

$$32.4名 \times 1.98㎡ = 64.15㎡ < 339.24㎡$$

ろりぽっぷ幼稚園・ろりぽっぷ保育園

保育室及び遊戯室の床面積 保育室 142.63㎡, 遊戯室 79.49㎡

職員の状況 施設長 1名, 保育士(正職員 5名, 臨時・パート 6名)

保育所児童現員 3歳児 20名, 4歳児 20名 5歳児 16名

預かり保育対象幼稚園児(3~5歳児) 一日平均 2.5名

	保育所児童 現員	預かり保育 児童 (一日平均)	合計	職員配置	保育面積
3歳児	20名	2.5名	58.5名	3名以上 (1)	142.63㎡ (2)
4・5歳児	36名				

1 仮に預かり保育対象児童が全て3歳児であったとしても次式により, 職員配置に係る児童福祉施設最低基準を満たしている。

$$(20名 + 2.5名) \div 20 + 36名 \div 30 = 1.1名 + 1.2名 = 2.3名 > 3名$$

2 次式により, 幼児数の合計で保育面積に係る児童福祉施設最低基準を満たしている。

$$58.5名 \times 1.98㎡ = 115.83㎡ > 142.63㎡$$

東盛幼稚園・東盛マイトリー園

保育室及び遊戯室の床面積 保育室 76.70㎡, 遊戯室 268.56㎡

職員の状況 施設長 1名, 保育士(正職員 6名, 臨時・パート 4名)

保育所児童現員 3歳児 12名, 4歳児 12名 5歳児 13名

預かり保育対象幼稚園児(3~5歳児) 一日平均 12.0名

	保育所児童 現員	預かり保育 児童 (一日平均)	合計	職員配置	保育面積
3歳児	12名	12名	49名	2名以上 (1)	268.56㎡ (2)
4・5歳児	25名				

1 仮に預かり保育対象児童が全て3歳児であったとしても次式により, 職員配置に係る児童福祉施設最低基準を満たしている。

$$(12名 + 12名) \div 20 + 25名 \div 30 = 1.2名 + 0.8名 = 2名 > 2名$$

2 次式により, 幼児数の合計で保育面積に係る児童福祉施設最低基準を満たしている。

$$49名 \times 1.98㎡ = 97.02㎡ < 268.56㎡$$

当該特定事業は, 各施設において預かり保育を行っている幼稚園児を対象に, 保育所における合同活動を実施するものである。

預かり保育は, 早朝, または通常の幼稚園教育が終了した14時から概ね19時

まで実施されている。

(4) 現時点で想定している合同活動プログラム

合同活動の実施時間帯

- ・通常の幼稚園教育時間帯の前（早朝）の合同活動
8：00～9：00
- ・通常の幼稚園教育時間帯の後の合同活動
14：00以降～19：00まで
(合同活動の開始時間，終了時間は実施主体によって異なる。)

合同活動の内容

- ・ルールのある遊び
おにごっこ
ドッジボール・サッカー

幼稚園の預かり保育の対象となる少人数の幼児が，保育所の子どもと一緒にすることで，ある程度の集団を形成することができる。その中で，上記のような遊びを通じて，約束ごとやきまりを守って遊ぶことを知り，他人の心や立場を気遣う感受性を持つことができるようになり，社会性の発達を促すことが狙いである。

- ・想像力を育む遊び（表現あそび）
リズムあそび
お絵かき
折り紙
ブロックあそび

この時期の子どもは，周りのものに鋭い関心を向け，探索を続けるなど活動的である。同年齢児だけでなく，異年齢児との合同活動を行うことで，行動を模倣し，関わり方，遊び方が豊かになり，仲間といることに喜びや楽しさを感じられるようになり，社会性の発達を促すことが狙いである。

合同活動における保育士（幼稚園教諭）の援助・配慮

- ・異年齢の友だちと関われる遊びも取り入れながら，子どもたちが互いに認め合ったり，意思を伝え合うようにする。
- ・一人一人の興味を大切にし，自分でやってみようとする気持ちが育つよう励ましたり，うまく出来たらほめて共感する。
- ・一人一人の子どもがどんな遊びをし，どんな様子で過ごしているか保育士間で連携をとりながら常に把握し，必要なときに必要な援助をしていく。

- ・ 保育士や友だちとの関わりの中で、一緒に遊んだり、一緒に過ごす楽しさを味わえるようにし、社会生活に必要な習慣や態度が身につくようにする。
- ・ 片付けの場所や方法を知らせ、使ったものや周りのものをみんなで片付けようとする気持ちを大切にする。
- ・ 夕方の合同活動の場合、疲れや不安も出てくるので、遊びの中での安全を常に確認する。
- ・ 甘え、不安などを丁寧に受け入れ、家庭的なくつろぎの場となるよう工夫し、安心しておやつを食べたり、遊べるようにする。